札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領

平成 14 年 9 月 11 日 助 役 決 裁 最近改正 令和 7 年 7 月 30 日 税務・契約管理担当局長決裁

(目 的)

第1条 この要領は、札幌市が発注する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に 関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選 定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定及び通知の対象工事)

- 第2条 評定の対象とする工事は、札幌市工事施行規程(以下「施行規程」という。)第 2条に定める工事とする。
- 2 通知の対象とする工事は、前項の工事のうち、設計金額が500万円を超える工事と する。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、施行規程第17条に定める工事主任とその上司及び施行規程第25条に定める検査員とする。

(評定の方法)

- 第4条 評定は、請負工事成績採点表及び考査項目別運用表(以下「評定表」という。土 木:別記様式1~5・営繕:別記様式1~4)によって行うものとする。
- 2 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

(評定の提出)

- 第5条 評定は、工事主任とその上司にあっては監督を行った請負工事が完成したとき、 検査員にあってはその工事の検査(打切検査、部分検査、臨時検査を除く)を行ったと き、それぞれ行うものとする。
- 2 評定者は、評定を行ったときに、速やかに評定表、請負工事成績評定の結果(別記様式6)及び項目別評定点(別記様式7)を作成し、検査報告書とともに工事管理室長を 経由して、管財部長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 市長は、評定者から評定表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、 受渡書を取り交わす際に、評定結果(別記様式6、様式7)を通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、第6条の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認

められる場合は、評定を修正し、その結果を受注者に通知することができる。

(説明請求等)

- 第8条 第6条又は第7条による通知を受けた受注者は、第6条は受渡書を取り交わした 日の翌日から、また、第7条は通知を受けた日から起算して14日以内(土曜日、日曜 日及び祝日を含む。)に、市長に対して、書面により評定の内容について説明を求める ことができる。
- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、評定表を審議の上、書面(別記様式8)に より回答するものとする。
- 3 前項の回答をする場合、別に定める請負工事成績評定に関する評価委員会に意見を求めることができる。

(再説明請求に係る通知)

第9条 市長は、前条第2項の回答を行う場合、受注者は説明に係る回答を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)に規定する休日を含む。)以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、再説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

(評定結果の公表)

- 第10条 第6条により評定の結果を通知したときは、札幌市工事管理室ホームページに おいて、別記様式6の内容を一覧表として、公表するものとする。なお、市政刊行物コ ーナー(行政情報課内)の閲覧場所にて紙面による公表も併用できるものとする。
- 2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して5年が経過する日までとする。
- 3 第7条の規定により評定を修正した場合は、本条第1項の規定を準用する。
- 4 第8条の規定により受注者が提出した書面及び本市が回答した別記様式8については、本条第1項の規定を準用する。

(評定結果の再交付)

第 11 条 市長は、評定結果の通知を受けた者(当該工事の主任(監理)技術者含む)から、 再交付の請求があったときは、札幌市公文書管理規則に定める保存期間に限り、評定結 果(別記様式9、様式10)を通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日以降に契約する工事及び平成 15 年 4 月 1 日 以降にしゅん功する工事について適用する。

附則

この要領は、平成 14 年 12 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、平成19年7月25日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月11日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。

附則

この要領は、平成27年5月11日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。